

第1編 旧制中学校地理科制度史と教科書検定制度

第2章 旧制中学校地理科教育の制度変遷

近代日本の教育政策は、文部省が中心となり国民形成¹のための基本構想を立て、その構想に基づいて教育課程の基準を作成し、教育行政を展開するという一連の過程をたどった。その前提から、本研究の基本的枠組みとして、まず法令や制度の面から旧制中学校における地理科教育の通覧を本章では意図する。ただし、その前に中学校は義務教育である小学校課程の修了者を受け入れることを原則とする学校であるため、まず小学校における地理教育の概要を通覧し、中学校地理科教育を理解するための一助としたい。

第1節 小学校における地理科教育の変遷

小学校における地理教育は、1868年に創設された沼津兵学校附属小学校において「地理」が設けられていたことに始まる。1869年の中小学規則の小学校の教科にも「地理学」が明示され、1870年の大学南校規則でも「地理」が設けられた。

1872年の学制成立後の上等小学では必修教科として、「地学大意」（現在で言う「地理」）があり、学制に基づいて定められた「小学教則」（文部省布達番外）で下等小学5級・4級（今の小学2年後期から3年前期まで）では「地学読本」、3級以上と上等小学1級（今の中2に相当）では「地学輪講」が設けられていた。その後、1881年に「小学校教則綱領」（文部省達第12号）が制定され、小学校の2段階構造が改められ、初等科（3年；義務教育）・中等科（3年）・高等科（2年）となった（第1条）。この綱領が各教科の内容・目的を規定し、各府県がこの基準に従い、それぞれ小学校教則を制定して管内で実施することになった。教科書についての規定は見られず、地理科は「凡地理ヲ授クルニハ地球儀及地図等ヲ備エンコトヲ要ス。殊ニ地文ヲ授クルニハ務テ実地ニ就キ児童ノ観察力ヲ養成スベシ」とされていた²。

1886年には小学校令（勅令第14号）が制定され、小学校は尋常（4年；義務教育）と高等（4年）の2つの課程にわけられた。これに基づき同年、「小学校ノ学科及其程度」（文部省令第8号）が制定されたが、尋常小学科において地理科は課されず、高等小学科で週に4時間、扱われることになった³。

これまで教科書についての規定がなかったが、新しい教科書を作ろうとする具体的な試みがなされ、1887年文部省は「地理学編纂趣意書」を公示し、懸賞をもって新しい小学校用の地理教科書を募集した。歴史でも「歴史編纂趣意書」が出された。歴史は神谷由道のものが当選し1891年に『高等小学歴史』として刊行されたのに対し、地理教科書は結局出版されなかった。

1890年、小学校令が修正され（第2次小学校令）、道徳教育が重視されることとなった。地理科に関しては、尋常で日本地理、高等で日本地理と外国地理を学ぶこととされた。教科書は検定制となり、国民学校令によって改編されるまで我国初等教育法制の原型となった。

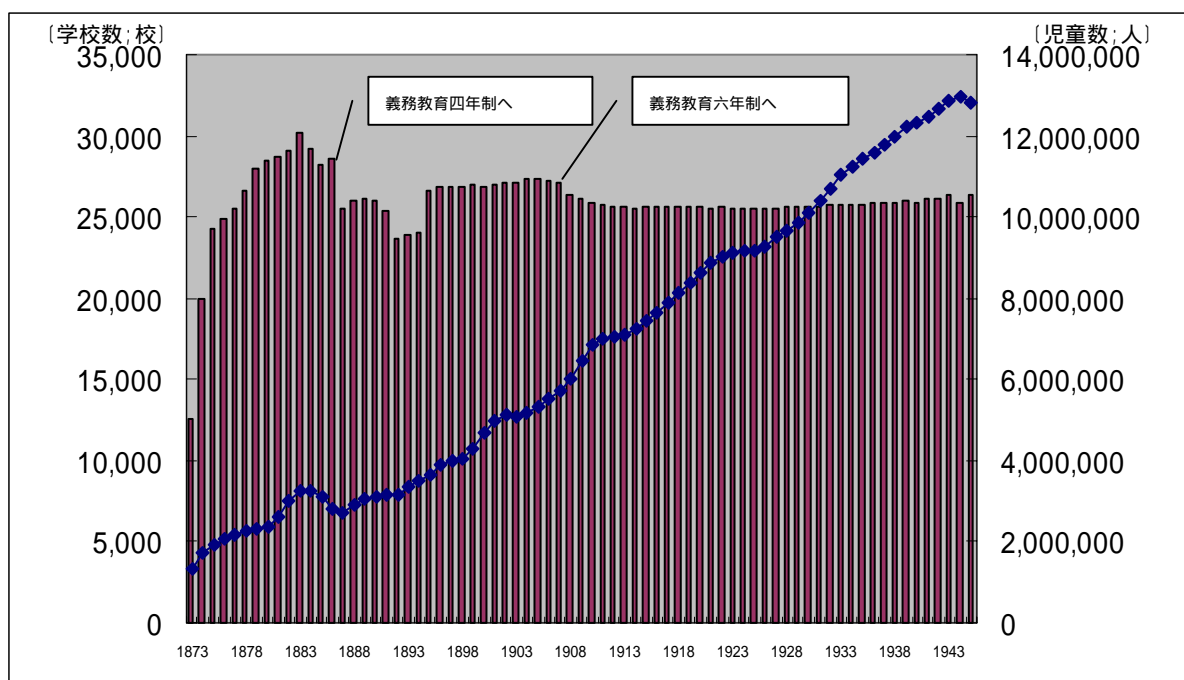
また、1891年には「小学校教則大綱」(文部省令第11号)が制定され、特に修身が重視されたが、各教科の時間配当は示されなかった。この大綱を基準として各府県の教則が作成されることになり、教育の現場への拘束力をもつことになった。この教則大綱から、地理科において「愛国心」が重視され(「...愛国ノ精神ヲ養フヲ以テ要旨トス」)、観察の重視、歴史上の史実に連絡させることがはじめて明記された。これにより小学校の教授内容は著しく整理された⁴。

1900年、「小学校令施行規則」(文部省令第14号)が制定され、地理は「地球ノ表面及人類生活ノ状態ニ関スル知識ノ一斑ヲ理會セシメ兼テ愛国心ノ養成ニ資スルヲモツテ要旨トス」とされ、尋常小学校では「読本ノ材料ハ〔中略〕修身、歴史地理、理科ソノ他生活ニ必須ナル事項ニトリ」とされた。地理は日本歴史とあわせて週3時間で、高等小学校については2年制の場合には日本歴史と合わせて週3時間で、日本地理の大要を授け、4年制の場合には第3学年で外国地理の大要、第4学年で日本地理と外国地理の補習をなすこととなった。地理は歴史とともに小学校上級の教科目として扱われるようになった。

1903年、「小学校令施行規則中改正」(文部省令第22号)がなされ、地理の教科書については修身・国語読本・日本歴史とともに国定教科書の使用が義務付けられ(第53条)、1908年に小学校は6年制となった。1926年、小学校令および小学校令施行規則が改正(文部省令第18号)され、高等小学校の必設教科目を修身・算術・国史・地理・理科・図画・手工・唱歌・体操・実業・家事《女兒》・裁縫《女兒》とし、加設科目を国語・随意科目を外国語・「其他必要なる教科目」・図画《第3学年の場合のみ》・唱歌《第3学年の場合のみ》・手工《実業に工業を課した場合のみ》・実業《特別の事情ある場合のみ》等とした。実業教育の重視と国民教育の徹底が目指されるようになった。

1941年、「国民学校令」(勅令第148号)公布により、小学校は国民学校と改称され、教科は軍国主義に貫かれる。教科目は国民科・理数科・体練科・芸能科・実業科となり、初等科は6年、高等科は2年とされた。地理は国民科の中に組み込まれ、第4年で「郷土の観察」を週1時間、第5・6年では国史と地理にわかれ週2時間行われ、目的は日本がいかなる地位にあるかを明らかにし国土愛護の精神を養うこととされた。

以上のように、義務教育である小学校は中学校よりも先行して制度が整備された。その後、児童の数が増加し(第2-1図)、それに連動して中学校への進学希望者が増えるに従って、中学校の制度的整備が、約10～20年遅れてなされていくことになる。



第2-1図 小学校の学校数と児童数の変遷(1873～1943年)

(文部省『学制八十年史 資料編』(1954)より著者作成)

第2節 中学校地理科教育制度史の時期区分

小学校における地理教育の概要は以上のとおりであるが、本節では中学校の地理教育を制度・法令の視点から時期区分し、本研究の暫定的スケールとしたい。まず教育学史における時期区分の概要をとらえた後、本研究における旧制中学校での地理教育の時期区分を行う。

本研究における時期区分の記述において「1902～1919年」、「1919～1931年」と1919年が重なっているが、これは1919年のある月をもって制度や法令が変更されたことを意味しており、年代記述をより厳密にしている。

第1項 時期区分の先行研究

戦前の学校教育史の時期区分を行った先行研究には、文部省⁵、長田新⁶、梅根悟⁷、仲新⁸、中島太郎⁹によるもの等多く見られる。それらを総合してとらえると、4期にわたる研究が多い。第1期(1872年～)は、学制発布に始まる期間で、初等教育中心であり、この期間では中等教育制度が未完成の時期といえる。第2期(1885年～)は、森有礼が文相に就任したことにより諸法令が出され、基本的な教育制度が確立した期間である。森の死後も、教育に対する国家干渉は強化され、実業教育の充実と、女子教育の普及がみられる時期である。第3期(1917年～)は、臨時教育会議によるさまざまな改革案が出された時期であ

る。国体観念強化の教育拡充がなされた時期とされる。第4期(1935年～)は、戦争突入に伴い戦時下の教育が行われた期間であり、多くの教科で愛国心の養成がさらに強く要請され、教学刷新委員会や教育審議会による改革が進められた時期である。

次に、地理学の視点から佐藤¹⁰は、文検制度¹¹の地理科問題の出題傾向によって3つの時期に分けている。明治から昭和にかけて、地理学と地理教育が未分化であった時代において、日本近代地理学の創始者であり、本研究の第5章で論じられる山崎直方を指標としているのが特徴である。第1期(1885年～)を文検制度が開始される1885年に設定し、出題傾向が「地理・地学の初歩的な知識を問う」時期で、山崎が文検制度に関わりをもっていなかった時期とした。第2期は、山崎直方が文検委員になってからの時期で、山崎は欧米直輸入の地理学を取り入れ、文検の問題に自然地理学の出題を増やした時期であり、山崎の影響力が大きかった時期である。第3期(1929年～)は、山崎の死去を境に、出題は内田寛一、田中啓爾、飯本信之、辻村太郎、佐藤弘らが行い、従来に比して人文地理の内容が増えたことが述べられている。

その他、地理教育を教授要目の変遷や教科書の内容から捉えた研究として、教科書研究センター¹²によるものがあり、地理教育を「明治・大正期」と「昭和期」に大きく2つに区分し、さらに前者を1894年で区分し、後者を1937年で区分している。1894年以前は、方針も教科書もすべて外国に依存していたため、先進国からの「受け売りの時代」であり、1894年以降は、わが国独自の体裁を備え、ここを1つの転機とみなしている。1937年以前は、教育勅語中心で、建国の本義と国体の尊厳が強調された時期とし、地理科においても国民精神を涵養し、民族の発展に資するための指示が強くなった時期としている。中学校地理科について時期区分をしたものは、この教科書研究センターによるものだけである。

第2項 本研究における地理教育制度史の時期区分

本研究を進めるにあたって、中学校地理科の制度、特に教科書関連法令の整理が必要であるため、その観点から時期区分を行った。1872年の学制発布から1945年のGHQによる地理教育停止までを、5つに時期区分した(第2-2図)。5つに区分した観点は、学制以後の勅令や省令等の規定内容によって区分した。具体的には、「尋常中学校ノ学科及其程度」、「中学校令施行規則」、「中学校教授要目」などを取り上げ、それぞれの法令の中心的規定から時期区分を行った。

第1の時期は1872年から始まる。1872年の学制発布から地理の教育は行われたが、文部省はあくまでも義務教育である小学校を教育の中心に考えていたため、中等教育段階の地理教育は大きく遅れていた。1894年の「尋常中学校ノ学科及其程度」では、地理科は歴史科とともに時間数が割り当てられることになった(第2-1表)。中学校令施行規則が出されるものの、後の時代と比べれば、制度上において立ち上げの時期であると言え、文字通り「草創期」と言える。

第2の時期は1902年から1919年までの時期である。1902年の「中学校教授要目」で直接観

察の重要性や細密繁多なことを記憶させることに対して注意がなされ、1911年の中学校教授要目改正においても、各学科目間の連絡をとり、注入主義を避けることが規定された。地理教育についての詳細な規定がなされ、次第に法令として整備されていった時期で、一定の形が出来たことから、「確立期」と言える。

第3の時期は1919年から1931年までである。教育全般において国民道徳の養成が国家より強く求められた時期であった。中学校数や生徒の数が増加した時代で、国家から教育全体において国民道徳の養成が強く求められたが、地理教育についての新たな規定が見られなかった時期であり、「定着期」と言えよう。

第4の時期は、1931年から1937年までである。中学校が大衆教育機関として位置づけられていった時代で、法令において自然と人文現象を関連付ける、地人相関的な規定がみられるようになり、内容的に転換が見られる時期であり、「転換期」である。

第5の時期は、1937年から1945年までである。この時期は愛国心の養成、皇国教育が一段と強化されていった。1943年には中学校規程が制定によって、地理は国民科の中に組み込まれることとなった。また、この時期には教科書も検定制から国定制に改められた。この時期はそれまでの地理教育とは異なった、ひととき強い愛国心養成が求められていったことから、「変容期」とした。

	教育史の区分	地理教育史の区分		
	文部省(1954)・長田(1961)・中島(1966)・梅根(1976)・仲(1984)らによる区分	佐藤による文検の視点からの分類(1988)	教科書研究センターによる区分(1984)	制度上から見た時期区分(第2章)
1872	第1期	文検未実施	外国からの受け売りの時代	「草創期」
	1885	1885	1895	
1900	第2期 (基本的教育制度の確立)	地理の初歩的知識	我が国独自の体裁	1902
	1917	1903 自然地理的内容の増加		「確立期」
	第3期 (国体観念強化の教育拡充)	1929	1926	1919 「定着期」
	1935	1929 人文地理内容の増加	教育勅語中心	1931
			1937	「転換期」
			1937	1937

1945	第4期 (愛国心の養成)		国民精神涵養	「変容期」
------	-----------------	--	--------	-------

第2-2図 教育史・地理教育制度史の時期区分図(1872～1945年)

以下第3節において、各時期区分設定について詳細に叙述する。

第3節 中学校地理科教育の成立

第1項 「草創期」(1872～1902)

1872年の「学制」は単線型の総合的な実学主義的な中等学校の設置構想を当初はもっており、学制第29章において「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業学校商業学校通弁学校農業学校諸民学校アリ」と規定し、中学を上下二等に区分した。そもそも、中学とは大学や小学とは違い、明治維新後初めて用いられた用語であった¹³。

同年9月、「中学教則略」により、下等上等中学の教科課程の大綱がさだめられ、以下のような教科を課すことが決められた。

【下等中学】国語，数学，習字，図画，記簿法，外国語，地学，史学，幾何学，代数学，窮理学，化学，博物学，生理学，修身学，国勢学大意，政体大意

【上等中学】国語，古語，習字，図画，記簿法，化学，博物学，動物学，金石学，地質学，測量，重学大意，性理学大意，星学大意，経済学，修身学

この頃の「地理」は、「地学」という名称であり、下等中学の第6級から第1級に履修するものとされ、他の教科と同じように教科書使用についての規定はないが、一般的には洋書を用いていた¹⁴。

1873年「中学教則略」が改正され、数学が算術、史学が歴史、窮理学が物理学、国勢学大意が国勢大意、地学も「地理学」と名称を変更した。しかし実際は当時の事情からみて、教則略に示す教科を全て実施することはごく一部の学校を除いて不可能であった¹⁵。

1879年8月、明治天皇が「教学聖旨」を文部卿に下し、仁義忠孝を中心に徳育をすすめるべきであるとの動きがあったが、その一方で、1879年9月には田中不二磨文部大輔を中心に、民衆の教育における負担を軽減する「教育令」が公布された。小学校は実質16ヶ月で卒業可能とし、地方分権的教育行政が採用された。教育令では小学校に関する規定が依然として中心であり、中学校は「高等ナル普通学科ヲ授クル所」(第4条)と規定されただけであった¹⁶。

1880年、「改正教育令」が公布され、自由主義的教育から中央集権的な教育への転換がは

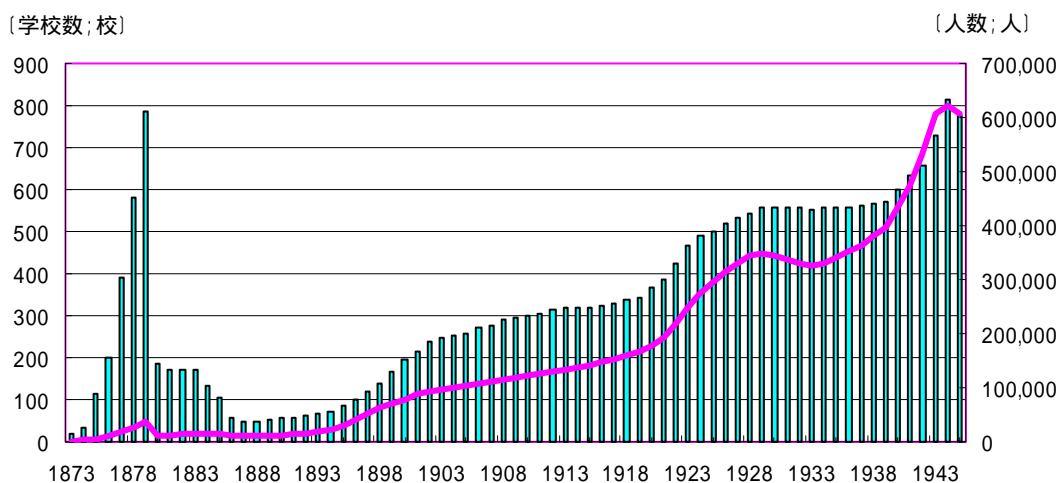
かられた。修身・読書・習字・算術・地理・歴史の中でも、特に修身が重視され、義務教育は3年とされた。この改正教育令も、義務教育である小学校に重点が置かれていた¹⁷。改正教育令より始まる1880年代は、初等教育では「国家からの締め付けにも関わらず、自由主義的ペスタロッチ主義教育の全盛期でもあり、一斉授業のかたちによる知識の暗記だけではなく実物や掛図を使って問答による教授」¹⁸が行われた。

これまでみた学制、教育令、改正教育令は義務教育である小学校についての規程が中心であり、中学校についてはほとんど規定されていない。1879年の「教育令」と1880年の「改正教育令」は教育史研究上重要な転換点とされるが、中学校教育においては大きな意味を持っていなかった。

1881年の「中学校教則大綱」(文部省達第28号)では、中学の目的を「高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校に入ルカ為ニ必須ノ学科ヲ授ク」(第1条)とした。中学校の性格を高等教育への入学準備と「中人以上」の業務に就くためという二重の目的が掲げられているのである。中学校は、初等中学(4年)と高等中学(2年)に分けられ(第2条;第11条)、教科書は届出制となった。また、中学校初等科の入学資格は小学中等科卒業以上の学力ある者としたことから(第10条)、小学校と中学校の連絡が小学校中途段階におかれることになった。第3条で地理科は初等中学で教えることが定められた(第2-1表)。

1885年に内閣制度が始まり、同年伊藤内閣の文相である森有礼(1847-1889)が、教育は富国強兵のためにあるとし、国家体制に方向づけられた範囲での「啓蒙」に対しては積極的にその推進を図り、「実用」を軸として「気力」と「学力」との一体的な結合をめざしていった。しかし、森は富国強兵に向けて教育制度を整えていったが、徳育についてはほとんど触れなかった¹⁹。

1884年²⁰の「中学校通則」(文部省通達第2号)は、全文8条にわたり施設設備、教員資格の面から中学校を規制したものであり、私立中学校や市町村立中学校の多くが各種学校となった。「自由教育令が出された当時、小学校以外の『高等なる普通学科を授ける学校』はすべて中学校であり、1879年度中学校数784校もあった」²¹とされる。結果として、中学校は「府県立70校、町村立34校、私立2校、計106校」²²となり、数の上で激減した(第2-3図)。



第2-3図 中学校数と生徒数の変遷(1873～1943年)

(文部省『学制百年史 資料編』(1972)より著者作成)

1886年4月、森文相によって「中学校令」(勅令第15号)が出される。中学校は「実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メニ須要ナル教育ヲ為ス所トス」(第1条)という二重目的を掲げながら尋常と高等の2段階で構成された。尋常中学校は府県が監督し各府県一校ずつ(市町村立のものは設置できない)、高等中学校は文部省が管理することとなった²³。同年6月、「尋常中学校ノ学科及其程度」(文部省令第14号)が定められた。尋常中学校において、その内容は、中学校を尋常中学校(5年)と高等中学校(2年)にわけ、各学科の授業時数が定められた(第2-1表)。その内容は、地理の場合「地文及政治地理」とあるのみで、細かな内容は規定されていなかった。1888年頃から『日本地理』『万国地理』などの中学校用教科書が出版されるようになっていた。

第2-1表 中学校授業時数比較表(週平均授業時数)

1881年制定 中学校教則大綱		1886年制定 学科及其程度			1901年制定 中学校施行細則	
		1886年制定		1894年改正		
修身	2	倫理	1	1	修身	1
和漢文	6.25	国語・漢文	4	7	国語・漢文	6.6
英語	6	第一外国語	5.8	6.8	外国語	6.6
算術	1.5	数学	3.8	4	数学	4
代数	1.25					

幾何	1.38					
	1.25	地理	1.2	3.2	地理	3
歴史	2	歴史	1.4		歴史	
生理	0.5	博物	1.2	2.4	博物	1.54
動物	0.5					
植物	0.63					
物理	0.5	物理	1.2		物理・化学	1.46
化学	0.5	化学				
習字	1	習字	0.6	0.6		
図画	2	図画	1.8	1	図画	0.8
経済	0.5				法制・経済	0.4
簿記	0.25					
		体操	3.8	3	体操	3
		唱歌	0.8		唱歌	0.6
		第二外国語・農業	1.4			

〔国立教育研究所編『日本近代教育百年史4』295頁より転載〕

1889年大日本帝国憲法が公布、1890年には第1回帝国議会が開かれた。井上毅(1844-1895)、元田永孚(1818-1891)らにより「教育勅語」が完成し、明治天皇の承認を得て、1890年10月30日に公布されたものの、直接に中等教育の地理科に影響を与えるものではなかった。

1891年「中学校令中改正」(勅令第243号)がなされ、市町村の尋常中学校設立を認め、府県の状態によっては数校設置してもよいとした。これは漸次増加する中学への入学希望者をうけてのことと見られる。また、改正の第14条において「高女規定」が設けられ「高等女学校八女子ニ須用ナル技芸専修科ヲ設置スルコトヲ得」と高等女学校の目的が明文化され、中等教育における男女性別分離教育が明確になった²⁴。

1894年3月、井上毅文相により「尋常中学校ノ学科及其程度」(文部省令第7号)が改正される(第2-1表)。そのおもな内容は、「実科」の設置をみとめることと、国語漢文の時数増加(「国語教育八愛国心ヲ成育スルノ資料」)、歴史教育が重視された(「歴史教育ノ精神八我国体ノ貴重ナルヲ知ラシメ...」)ことであった²⁵。地理科は学科の1つとして存続はしたが、授業時数は歴史と組んで割り当てられ、歴史が優先され、内容は地文と政治地理を行うこととなった²⁶。この「政治地理」は今日における人文地理学の一分野ではなく、人文地理に近い内容を持ったものであった²⁷。

1894年6月、「高等学校令」(勅令第75号)が公布され、1886年以来の高等中学校が廃止され、中学校は尋常中学校のみとなり、尋常中学校が普通教育の最終段階となった。1899年に、「中学校令改正」(勅令第28号)がなされ、尋常中学校を「中学校」と名称変更し、「中

学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」(第1条)とした。高等普通教育とは「中等以上ノ社会ノ男子」(指導者教育)の男子高等普通教育に対する教育を意味した。各府県は1校以上の公立中学校を設置することになり、私立の中学校も認められた。修業年限は5年であった。1899年には高等女学校令が公布され、中等教育としての女子教育が緒についた²⁸。

1901年3月「中学校令施行規則」(文部省令第3号)が制定される。これにより中学校は「中等以上ノ社会ニオケル男子」を対象とする教育へと位置づけられることとなった。この規則の第1章で「中学校学科及其程度」が定められ、各科目の目標や内容が規定された。地理科は「地球ノ形状、運動並ニ地球表面及人類生活ノ状態ヲ理會セシメ我国及諸外国ノ国勢ヲ知ラシムル以テ要旨トス」とされた²⁹。

第2項 「確立期」(1902～1919)

1902年2月、「中学校教授要目」(文部省訓令第3号)が制定された。1897年外山正一(1848-1900)³⁰を委員長として尋常中学校教科細目調査委員会が設置され、帝大系の専門学者により構成され、その報告書を簡略化して示したものが中学校教授要目であった。学校長はこれに基づいて各学校の指導計画である教授細目を編成することが求められ、また小・中学校において教科書を使用することも規定した³¹。

第2-2表 「中学校教授要目」(文部省訓令第3号)(1902年)

緒論	大洋, 島嶼, 両極, 赤道 三帯 経緯度 地図ノ描キ方及読ミ方ニ関スル簡單ナル解説	
日本地理	総論 位置 位置 境域 広袤 地勢 海岸 地形 山系 水系 気候 温度 海流 雨量 風 天産物 住民 種族 人口 教育 宗教 政治 国体 政体 区画 兵備 生業 農業 鉱業 林業 水産業 工業 商業 交通 道路 鉄道 航路 郵便 電信 電話	第一学年
地方誌	地方誌ニオイテ北海道, 台湾及府県ノ区分ニ依リ地方ノ天然上及人事上国民ノ生活ニ関スル事項ヲ授クヘシ	
外国地理	あじあ 総論 位置 地勢 気候 天産物 住民 交通 朝鮮	
外国地理ノ続キ	あじあノ続キ 支那 あじあろしあ あじあとるこ附あらびあ いらん地方 いんど いんど支那半島 まらい半島 大洋洲 総論 前二準ス おーすとらりあ めらねじあ みくろねじあ ぼりねじあ	第二学年
外国地理ノ続キ	よーろっば 総論 前二準ス ろしあ すうえでん のるうえい でんまるく どいつ おーすとらりあ ほんがりあ すいす ふらんす おらんだ べるぎい いぎりす いすばにあ ほるとがる いたりあ ばるか半島	第三学年
外国地理ノ続キ	あふりか 総論 前二準ス 北部あふりか 中部あふりか 南部あふりか あめりか 総論 前二準ス かなだ 北米合衆国 めきしこ附中央あめりか 西いんど諸島 南あめりか 西部 東部 結論 世界ニオケル貿易及交通 世界ニオケル人口, 言語, 宗教 日本ト列国トノ関係及其ノ富力, 兵力, 領土, 殖民地ノ比較 世界ニ於ケル日本ノ地位	第四学年
地文	総論 太陽系 地球ノ形 大キサ 地球ノ密度 地熱 地球ノ運動 昼夜 四季 日蝕及月蝕 経緯度 標準時 地図 陸 沿岸線 地勢及構造 山嶽 原野 渓谷等 泉 河 湖 岩石及造岩鉱物 地層 岩脈 地殻内産物即有用ノ鉱物及岩石 変動 火山 地震 大陸及山脈ノ生成 沿岸線ノ生成 大気 水生生物 日本ノ土地發育 大気 性質及作用 温度 気圧 風 湿気 気候及天気 海 海水ノ組織 色 塩分等 海底 海水ノ温度 波 海流 潮汐 生物 分布 植物景	第五学年

教授要目は「実施上の注意」として「教授ハ各学科目固有ノ目的ヲ失ハサランコトニ留意シ相互ノ連絡ヲ保チテ全体ノ統一ヲ図ルヘシ」, 「教授ハ漫ニ繁多ノ事項ニ涉リ又ハ形式ニ流ルコトナク生徒ヲシテ正確ニ理解シ応用自在ナラシメンコトヲ期スヘシ」, 「学科目ノ性質上止ムヲ得サルモノノ外ハ教科書ヲ用ヒテ之ヲ教授スヘシ」等8項目をあげた上で, 修身・国語及び漢文・外国語・歴史・地理・数学・博物等の学科目ごとに, 取りあげるべき事項・概念を学年別に列挙し, 末尾にはそれぞれ「教授上の注意」を示した。この構成はこれ以後制定された教授要目でも踏襲された³²。

第2-3表 「中学校教授要目」 教授上ノ注意(1903年)

一	地理ヲ授クルニ生徒既知ノ事実ト關係アル事実ニ及サンコトヲ旨トシ必シモ此要目ノ順序ニ依ルコトヲ要セス
二	地理ヲ授クルニ成ルヘク事実ノ比較連合ヲカメテニ外国地理ヲ授クルニ当リテハ我国ノ状勢ヲ以テ比較ノ基礎トナスヘシ
三	日本地理及外国地理ヲ授クルニ常ニ地文ニ關スル事項及実業ニ關スル事項ニ留意シ濫ニ細密繁多ナル事実數量ヲ記憶セシムルコトハ之ヲ避クヘシ
四	外国地理ヲ授クルニハ我国ト關係多キ地方ニ留意シ此要目ノ中特ニ重要ナル部分ハ更ニ之ヲ細分シテ授クルコトヲ得
五	歴史上著名ナル場所ニ就キテハ其ノ事蹟ノ大要ヲ附説スヘシ
六	有名ナル詩歌文章紀行等ニシテ地理教授ニ資スルニ足ルモノハ便宜之ヲ引用シテ興味ヲ助クヘシ
七	實地ニ觀察シ得ヘキ事項ハ成ルヘク直接ニ觀察セシメ其ノ他ハ常ニ地図、標本、写真、繪画、表等ニ依リ生徒ノ知識ヲ確實ナラシムルヘシ又生徒ヲシテ略図ヲ描カシムルモノナリ但徒ニ精密ニ涉リ時間ヲ浪費セザランコトヲ要ス
八	地文ハ特ニ我国ニ關スル事項ニ留意シテ之ヲ授クヘシ
九	地名ノ稱呼ハ必スシモ此要目ノ示ス所ニ依ルコトヲ要セス
十	教授用備品ハ次ノ例ニ依ルヘシ 日本及世界地形図 世界分図 日本行政区画図 日本及世界交通地図 人種分布地図 日本及世界水陸動物分布図 日本及世界植物区系図 日本地質図 日本及世界同温線図 日本及世界同圧線図 日本及世界雨量図 日本及世界海流図 同時潮図 地震及火山分布図 日本地震図 天氣圖ノ一例 其ノ他人文 地文ヲ説明スル地圖 諸統計ヲ示ス図又ハ表 風俗、風景、其ノ他地文上ノ現象ヲ示ス圖書又ハ写真 土地ノ高低、褶曲、斷層等ヲ示ス模型又ハ圖書 主要ナル岩石 主要ナル造岩鉱物 日本ノ主要ナル農産、林産、水産物及加工品ノ標本 主要ナル貿易品ノ標本 風化ヲ示ス標本 主要ナル化石又ハ其ノ模型或ハ圖書 其ノ他ノ掛図等 地球儀 羅針盤 測斜器 あねろいど晴雨計 水銀晴雨計 寒暖計 日時計 人文地理ニ關スル事項ハ時々異動ヲ来スコト多ケレハ之カ図表等ハ常ニ其ノ訂正増補ニ留意シ最近ノ形勢ヲ示スモノヲラシムヘシ

前述したが、この「中学校教授要目」で、教授には教科書を用いることが原則とされた。ここで地理は、1学年週2時間、2学年以降は週1時間、地理は日本地理・外国地理・地理学通論で構成され地図と統計表を併載する冊子が用いられるようになる。日本地誌を府県別に履修することが求められ、実地に観察できるものはなるべく直接観察をすること、むやみに細密繁多な事実數量を記憶させることはさけることなどがあり、これは1911年7月に改正されるまで地理教育の内容の原型となるものであった³³。

1907年7月、中学校令が改正される(勅令第280号)。同年小学校令も改正され、「戦後益々国民ノ智徳ヲ上進スルノ必要アリ」との文部省訓令で、尋常小学校の修業年限を4年から6年へ延長され、尋常小学校と中学校が直結することとなった³⁴。

1911年7月、「中学校令試行規則」(文部省令第26号)が改正され、1911年7月に「中学校教授要目」(文部省令第15号)が改正される。その実施上の注意として「各学科目ヲ教授スルニハ其ノ固有ノ目的ヲ達スルコトヲカムルト共ニ連絡補益シテ統一ヲ保タンコトヲ要ス」、「本要目ニ掲ゲタル事項及順序ハ斟酌ヲ加フルモ妨ナシ」、「教授ハ漫ニ繁多ノ事項ヲ注入シ又ハ形式ニ流ル、コトナク生徒ヲシテ正確ニ理会シ応用自在ナラシメンコトヲ期スヘシ」等の他、学年のおわりに内容が適当にならないこと、教授用具は日用品を使い教員が制作することなどが規定された³⁵。

第2-4表 中学校教授要目(文部省令第15号) (1911年)

第2章 旧制中学校地理科教育の制度変遷

日本地理	<p>帝国ノ位置</p> <p>地方誌 尋常小学校地理トノ連絡ヲ図リ地方又ハ府県ニ就キ重要ナル事項ヲ選択シテ補習セシムヘシ</p> <p>総括 地勢</p> <p>気候及天産物</p> <p>生業及物産 農業 林業 水産業 鉱業 商業等</p> <p>住民 人口 都会等</p> <p>政治 立法 行政 司法 兵備 外交等</p> <p>教育・神社・宗教</p> <p>交通 道路 鉄道 航路 郵便 電信・電話等</p>	第一学年
世界地理	<p>関東洲 位置 境域 地勢 気候 生業 交通 住民 政治 都会 沿革等</p> <p>満洲 関東洲ノ項ニ準ス</p> <p>亜細亞洲 総説</p> <p>位置 境域 地勢 気候 天産物 生業 交通 住民 区画等ノ概要ヲ授クヘシ以下之ニ做フ</p> <p>各説</p> <p>各国又ハ地方ニ就キテ位置・境域・地勢・気候・生業・交通・住民・政治・都会等ノ事項ヲ授クヘシ但シ国ノ大小・我国トノ関係多少ニ依リ教授事項ノ分量ヲ斟酌スヘシ以下之ニ做フ</p> <p>清国 亜細亞露西亞 亜細亞土耳其 亞刺比亞 イラン地方 印度</p> <p>印度支那 馬來諸島</p>	第二学年
	<p>歐羅巴洲 総説</p> <p>各説 露西亞 シカンチナビヤ半島 丁抹 独逸 墺地利・洪牙利</p> <p>瑞西 仏蘭西 白耳義 和蘭 英吉利 イベリヤ半島 伊太利</p> <p>バルカン半島</p>	第三学年
	<p>阿弗利加洲 前例総説記載事項ノ外更ニ政治・都会等ノ事項ヲ加フヘシ</p> <p>北亜米利加洲 総説</p> <p>各説 加奈陀及ニューファンドランド 亜米利加合衆国 墨西哥</p> <p>中央亜米利加 西印度諸島</p> <p>南亜米利加洲 阿弗利加洲ノ項ニ準ス</p> <p>大洋洲 阿弗利加洲ノ項ニ準ス</p>	第四学年
自然地理 概説	<p>宇宙 太陽系 太陽</p> <p>地球及其ノ運動 月及其ノ運動 曆 陸海ノ変動及地形 海洋ノ状態 気界ノ状態 天気及気候 地勢気候生物相互ノ関係</p>	第五学年
人文地理 概説	<p>自然ト人類トノ関係 住民及其ノ状態 生業及重要産物ノ分布 交通 国家</p> <p>世界主要国ノ国力比較 世界ニオケル本邦ノ地位</p>	年
教授上の 注意	<p>一 地理ヲ授クルニ八成ルヘク事実ノ比較連合ヲカメ特ニ外国地理ヲ授クルニ当タリテハ我国ノ状態ヲ以テ比較ノ基礎ト為スヘシ</p>	

二	学校所在府県及之ト密接ノ関係アル地方ノ地理ハ稍、詳細ニ教授スヘシ
三	世界地理ニオイテ政治ヲ授クルニ当タリテハ必要ニ応シ其ノ沿革ノ大要ヲ説クヘシ
四	実地ニ観察シ得ヘキ事項ハ成ルヘク直接ニ観察セシメ其ノ他ハ常ニ地図・標本・写真・絵画・表等ニ依リ又之ヲ幻灯等ニ映写シテ生徒ノ知識ヲ確實ナラシムヘシ
五	地図ヲ使用スルニ当リテハ其ノ読方ニ注意セシメ其ノ又略図ノ書方ニ慣レシムヘシ
六	自然地理ハ特ニ我国ニ関スル事項ニ留意シテ之ヲ授クヘシ
七	人文地理ハ時々ノ異動ニ留意シテ之ヲ授クヘシ
八	地名ヲ授クルニハ必要ニ応シテ歴史等トノ関係ニ留意スヘシ
九	地名ノ称方・書方ハ必シモ此ノ要目ノ示ス所ニ依ルコトヲ要セス

この頃の日本は、日露戦争(1904～1905)後、労働問題が多発し、一方で社会主義思想や文学における自然主義などが広がり始めた³⁶。1908年政府は戊申詔書を出し、質素儉約につとめ、国運発展にむけて努力することが呼びかけられた。しかし、この詔書の趣旨に反する記述が国定日本史教科書に掲載されていることが1911年南北朝正閏問題として帝国議会でとりあげられ、政府は即座に南朝を正統とし学校教育を統制し、学校だけにとどまらず、学校外の国民を教化することにつとめた。1912年大正時代を迎えても日本の経済状況は好転せず、1913年に始まる護憲運動などによって政府は揺れ動いた。1914年に第一次世界大戦が勃発し、それに伴う高度成長と資本主義の発展で、都市中間層を中心に教育・文化への要求がたかまり、大戦後の各国に広まった平和主義・自由主義的傾向の影響を受け、大正デモクラシーという風潮が広がっていった。1917年沢柳政太郎を中心に設立された成城小学校、1918年には鈴木三重吉らによる『赤い鳥』運動、1919年には山本鼎が長野県で展開した自由画教育、1920年には手塚岸衛を中心に千葉師範附属小学校で自由教育がすすめられ、奈良女子高等師範附属小学校では木下竹次らが実践活動をおこなった³⁷。

この時期の地理教育は、制度面で整えられ、これまでに比べれば発展した時期である。1902年には中学校教授要目において後の地理教育の原型ができ、地理は日本地理・外国地理・地理学通論で構成され地図と統計表を併載する冊子が用いられるようになった。実地に観察できるものはなるべく直接観察をすること、むやみに細密繁多な事実数量を記憶させることは避けること等が教授上の注意として規定された。1903年には高等女学校教授要目の規定も男子のものと同様であった。

しかし、この頃から既に、地理教育とは地誌であり地名を覚える学科であるという考えが定着して行くことになる³⁸。こうした地理科の問題に対して、1911年、中学校教授要目と高等女学校及実科高等女学校教授要目が改正され、各学科目の目的を達成し学科目の連絡をとる事、順序は変えてもかまわない、注入主義をさけること、学年のおわりに内容が適当にならないこと、教授用具は日用品を使い教員が制作することなどが規定された。この要目が1902年、1903年のものとほぼ同じであるということは、地理科が地名や物産などを

暗記する教科となってしまう、1902、1903年の後改めることができなかったことがわかる。

この時期は1907年の京都帝国大学文科大学で地理学講座が開設され、1908年には後述する小川琢治が講座を担当することになり、1911年の東京帝国大学理科大学での地理学講座が開設され、1912年には山崎直方が教授となる。このように、アカデミズム地理学の誕生をみた時期でもあった。中等教育としての地理科は、ここに学問としての地理学の研究動向を教科書、教員養成など様々な形で受けることになることから、地理教育上において1902年は画期となる年と言えるであろう。

第4節 中学校地理科教育の展開

第1項 「定着期」(1919～1931)

大正デモクラシー期の新教育運動や芸術教育運動が進められる中、政府は1917年に首相直属諮問機関として臨時教育会議³⁹を発足させた。この臨時教育会議は、前節で見た第一次世界大戦後の社会構造の変化などに対処するため教育制度再編の答申⁴⁰と建議を行った⁴¹。

この会議設立の目的は、第一次世界大戦を契機として、都市の中流以上の人々の多様な要求に応じることであった。実際、1916年から1925年の約10年間は中学校数や生徒数が著しく増加した時期であった(第2-2図)。この時期の一連の教育改革は、こうした中学校の大衆化という現象に対応したものであった。さらに当時、政府内には「ロシア革命、民衆の革命エネルギーに対する危惧」⁴²があり、資本主義発達のための指導者層を育て、国民精神養成を重視し、教師に対する指導監督を強化するために、この会議の最後に「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」が作成され、革命に対する予防策とした⁴³。

1919年中学校令が改正(勅令第11号)、1920年には高等女学校令が改正される。いずれにおいても、国民道徳の養成に力を入れることが言われ、一般的な教育史の観点からは国民道徳涵養期といえる時期である。同年3月「中学校令施行規則改正」(文部省令第7号)が出され、国民道徳の高揚のために「何レノ学科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授セン」として全ての教科を通じて道徳高揚が盛り込まれることになった。

1920年には小学校就学率が99.03%となり、教育の充実の必要性が高まり中等学校進学率も増加し始める⁴⁴。臨時教育会議がさまざまな答申を出してはいたものの、1920年代初頭には自主的教育運動は展開され続けた。しかし、1925年には長野県で国定教科書不使用が非難された「川井訓導事件」がおり、国定教科書を使用しない授業は許されないものとなっていく。また、『赤い鳥』運動に対する路線の違いから生活綴方教育運動が東北を中心に行われ、1929年『綴方生活』が創刊された。1930年には『北方教育』も創刊されたのもこの時期である⁴⁵。

しかしながら、この改正で地理科については教授要目にまで踏み込んだ改正はなされず、前の「確立期」をうけて、地理教育の内容が定着していった時期であったとみられる。た

だ、この時期、教授要目にまで踏み込んだ改正はなされなかったものの、暗記型地理教育に対して、牧口常三郎(1874-1944)が観察や調査を郷土に求めて、1912年に『教授の統合中心としての郷土科研究』⁴⁶を著し、「郷土科こそが各教科の教授の連絡統合の中心であり、教科内容と実生活とをつなぐ環のごときものになるべきである」⁴⁷と主張した。この流れを受けて、1930年には小田内通敏らによって郷土教育連盟結成が誕生し、世界恐慌などの影響による農村窮乏化の救済という問題意識のもと、経済不況にあえぐ農村の自力更正運動と連動して発展した。この流れをうけて、中学校において郷土科が設置されることとなるかにみえたが、実際にはそうはならなかった。

第2項 「転換期」(1931～1937)

1931年の「中学校令施行規則中改正」(文部省令第2号)は中学入学希望者の増加をうけてなされた(第2-2図)。そこでは、「小学校教育ノ基礎ニ依リ一層高等程度ニ於テ」行われる教育として、小学校との結びつきを強調し、「中等以上ノ社会ノ男子」の字句が削除された。この改正によって、中学校は指導者教育機関ではなく大衆教育機関として位置づけられた。

その一方で、従来に比して一層「国民精神を涵養」することが求められた⁴⁸。1932年国民精神文化研究所が設立され教師再教育の場とされ、1933年には長野県で教員赤化事件があり、138人が検挙され、教員に対する直接の弾圧が始まった。しかしながら、海外においてファシズムが台頭する中でも、1935年に生活教育研究会による雑誌『生活学校』が創刊され、1931年には『岩波講座教育科学』が刊行されていた時期でもあった。

地理教育の内容について限定すれば、1931年に中学校教授要目が改正され、甲種は外国地理(1～2学年)、日本地理(3～4学年)、自然地理概説、人文地理概説(以上5学年)とされ、乙種は日本地理(1～2学年)、外国地理(3～4学年)、自然地理概説、人文地理概説(以上5学年)とされた⁴⁹。

重要なのは、この改正により「地理ハ地球及人類生活ノ状態ヲ理會セシメ殊ニ兩者ノ關係ヲ明ニシ我国及諸外国ノ国勢ヲ知ラシメ国民タル自覺を促スニ資スルヲ以テ要旨トス」とされ、「日本教育制度の中で初めて地人相関論」⁵⁰が法令の上で規定されたことである。「地人相関論」とは、地理学上の用語としては「自然の力を重くみて、人間がそれぞれの居住地域における自然環境に適応して生活していることを把握」⁵¹するものとされ、人間の力を重視する思想の対極にあるものとされている。

しかし、中学校の地理教育においては自然現象と人文現象を関連づけるレベルでの考えであり、人文現象を支配する絶対的な自然という意味合いではない。自然と人文現象の両者が相互に影響し合う関係を追究することを目的としてきた地理学に古くからみられる程度でとらえるべきである。

また、この頃は地理学と地理教育の振興のために、1929年には東京文理科大学が創設され、山崎直方が教授に、田中啓爾が助教授に就任し、地理学講座が設けられ研究者養成が

進められた。同年駒澤大学専門部(二部)に歴史地理科が設置された。1935年には立命館大学専門学部文学科(夜間)歴史地理科が、1937年には法政大学高等師範部(二部)歴史地理科設置がされるなど、増加する中学校に対応する形で教員養成のための学校や学部が設置されていき、多くの教員が世に出て行った時期でもあった。

第3項 「変容期」(1937～1945)

1937年に首相直属の教育審議会が設置され、幼稚園から高等教育までのすべてにわたっての改革に取り組んだ。大きなものとしては、小学校を国民学校と改めたことである。また、同年、「中等学校教授要目」も改正され⁵²、一段と愛国心の養成が望まれるようになった。学校教育の地理は、「アカデミー地理学から離れ、国家的要請を担うようになる傾向をますます強くなり、〔中略〕一方でアカデミー地理学は局地的実証的研究に傾斜するようになるが、これによりアカデミー地理学に対して地理教育は独自の地位を自覚」⁵³することになる⁵⁴。自己形成のための地理教育から、国家のために地理教育への変容とも言える。

1941年小学校令改正により「国民学校令」(勅令第148号)が公布され、教科は軍国主義に貫かれ(「皇国ノ道ニ則リ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ国民ノ錬成ヲ為ス」)、国民科・理数科・体練科・芸能科・実業科で構成されることになった。1943年の「中等学校令」(勅令第36号)は中学校、高等女学校、実業学校を制度的に統一し、修業年限は4年とした。そこでは、「高等普通教育又は実業教育」(第1条)を教えることとなり、中学校と実業学校が並存している状況であった⁵⁵。また、同年「中学校規程」(文部省令第2号)が制定される(第2-5表)。地理は国民科の中の地理となり、内容は序説、欧阿米各地域ノ特性(以上1学年)、日本、東亜(以上2学年)、国土国勢(3～4学年)とされた。こののち1945年にGHQにより修身、日本歴史とともに教科書回収が行われるまで、この体制が続くことになる。1944年東京の国民学校初等科児童の学童疎開が始まった。1945年3月決戦教育措置要綱が決定され、4月より授業が1年間停止され、同年戦時教育令が公布され、全学校や職場で学徒隊を編成するというものであった。

第2-5表 中学校規程 第一号表 (1943年)

計	修練	外国語科	実業科	芸能科				体練科			理数科			国民科		
				工 作	図 画	書 道	音 楽	武 道	体 操	教 練	生 物	物 象	数 学	歴 史	地 理	
35	3	4		2	1	1	4	3	4	4	3	5	1	第一年		
35	3	4		2	1	1	4	3	4	4	3	5	1	第二年		
36	3	(4)	(4)	3				3	3	6	4	3	5	2	第三年	
36	3	(4)	(4)	3				3	3	5	5	3	5	2	第四年	

以上見てきたように、本章では、中学校地理教育史を制度史の視点からとらえ、5つの時期区分を行った。第1期は1872～1901年であり（「草創期」）、中学校令施行規則が出されたが、後の時代のものと比べれば、法制度上において未成熟な時期であった。第2期は1902～1919年であり（「確立期」）、地理教育についての詳細な規定がなされ、地理教育が法令面で整備され、一定の型が作られた時期である。第3期は1919年～1931年までであり（「定着期」）、国家から教育全体において国民道徳の養成が強く求められ、地理教育についての規定がそれほど見られなかった時期である。第4期は、1931年から1937年までであり（「転換期」）、中学校が大衆教育機関として位置づけられていった時代で、地理教育において自然と人文現象を関連付ける、いわゆる地人相関的な視点に関わる規定が見られるようになった。それまで地理知識が羅列されていたことと比べれば、地理科のありかた大きく転換した時期である。第5期は、1937～1945年までであり（「変容期」）、この時期は、愛国心の養成、皇国教育が一段と強化され、地理教育は国家からの要請を担うこととなり、大きな変容を遂げる時期と言える。1943年には中学校規程が制定され、地理は国民科の教科の1つに組み込まれる。この時期には教科書も検定制から国定制へと移行し、教科書執筆において自由度がなくなった。この5つの時期区分は、制度・法令上からみたものであり、本研究の一つのスケールとして活用されるが、実際に行われていた教育現場に近い位置にある地理教育論である教材編成論、教育方法論、目的論といった地理教育論史からの検討は第10章および第11章で行われることになる。

【注】

-
- 1 「国民」を想像の産物としてとらえた研究としてベネディクト・アンダーソン『増補 想像の共同体』NTT出版、1997。等数多くあるが、「国民」の学問的定義は本研究では触れない。
 - 2 文部省『学制八十年史』大蔵省印刷局、1954、757-770頁。
 - 3 この頃は、文部省は小学校で使用する教科書を指定せず、福沢諭吉『西洋事情』や『世界国尽』、内田正雄『輿地誌略』などが参考として挙げられていた。
 - 4 前掲2) 784-785頁。
 - 5 文部省『学制八十年史』大蔵省印刷局、1954。
 - 6 長田新『日本教育史』お茶の水書房、1961。
 - 7 梅根悟監修『世界教育史体系 25 中等教育史』講談社、1976。
 - 8 仲新・伊藤敏行編『日本近代教育小史』福村出版、1984。
 - 9 中島太郎『近代日本教育制度史』岩崎書店、1966。
 - 10 佐藤由子『戦前の地理教師 文検地理をさぐる』古今書院、1988、39 - 59頁。
 - 11 文検とは、「文部省師範学校中学校高等女学校教員検定試験」のことで、独学で師範学校・中学校・高等女学校の教員免許状を取得しようとする者に対して文部省が行った検定試験のこと

である。

- 12 教科書研究センター『旧制中等学校教科内容の変遷』ぎょうせい，1984。
- 13 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 4』1974，635頁。
- 14 中川浩一『近代地理教育の源流』古今書院，1978，80頁。
- 15 前掲13) 649頁。
- 16 教育令の結果として就学者が減り教育の不振を招いてしまった。その結果，アメリカ的な教育を志向する田中不二磨は失脚することになった。
- 17 広島大学教科教育学研究会編『教科教育学 教科課程論』建帛社，1986，23頁。
- 18 海後宗臣『日本教科書体系 近代編 第20巻 歴史(三)』講談社，1962，23頁。
- 19 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 4』1974，21頁。
- 20 1894年井上馨文相は産業化推進のために高等学校令により実科中学校の設置をこころみだが不振におわった。
- 21 前掲13) 1121頁。
- 22 前掲19) 260頁。
- 23 この高等中学校を官立に限り，尋常中学校については各府県一箇所に限定した理由に就いては，「高等中学校の教育は殊に大切なるが故に政府自ら之を行ひ，尋常中学校は元来総て之を私人の手に委して可なれども 此の如きは国情未だ之を許さざるが故に府県知事をして地方税支弁又は其補助を以て模範的に一校を管理せしむる」という森文相の考えがあったとされる。
- 24 文部省『学制八十年史』大蔵省印刷局，1954，819頁。
- 25 前掲13) 274頁。
- 26 「歴史地理ノ授業時間ヲ格別ニ定メサルハ其ノ格別ニ之ヲ授クルト又ハ時宜ニ依リ時間ヲ流用シ共通シテ之ヲ授クルト各学校ノ便ニ任スルナリ蓋地文ノ教授ハ理科的性質ニ属スト雖政治地理ハ實ニ歴史ト密著ノ関係ヲ有シ殊ニ近世ノ歴史ニ至テハ地理ノ変化ト互ニ相顧慮スルヲ要ス彼ノ徒ニ面積戸口ノ記憶ニ偏スルカ如キハ地理教授ノ本旨ニアラス現ニ行フ所ノ地理ノ描図ノ如キモ固ヨリ必要ナラストセスト雖其ノ程度ハ過高ニ誤ラス簡単ナル輪郭，形状ヲ描カシムルヲ以テ足レリトスヘシ」，「歴史地理ノ課目ノ時間ヲ増シタルハ歴史ニ重キヲ置クカ為ナリ蓋歴史教育ノ精神ハ我国体ノ貴重ナルヲ知ラシメ宇内ノ大勢ヲ詳ニ古今ノ変ニ通スルノ能力ヲ養成スルニ在リ而シテ尤中等教育ノ要点ヲ占ムルモノナリ」
- 27 前掲12) 211頁。
- 28 前掲19) 1039頁。
- 29 1894年に井上毅文相が尋常中学校に実科教育を導入したものの，1899年の改正中学校令では中学校の教育目的が「高等普通教育」と規定され，1901年の中学校令施行規則にいたってはこの実科が廃止されていた。専門分化された学問的な内容の直接的な教授を通じて深く広い認識力，洞察力を育成することが目指されたのである。この一方で，社会の現実からはなれた非実際的な内容の教育と理解されたきらいもあった。また，中学校は帝国大学におけるアカデミズムとの連続性が強かったために，高等学校などの上級学校への進学準備教育という側面だけが目立つ結果となった。そうした弊害を取り除くために，のち1911年中学校令施行規則および中学校教授要目改正で実業科を導入する試みもなされたが，普通教育偏重の傾向をくつがえ

すほどのものとはならなかった。

- 30 外山正一は、社会学者・教育者で、主著として『民権弁惑』(1880)、『日本知識道徳史』(1895)がある。東京帝国大学文学部社会学講座の初の担当者として知られる。文芸や絵画に造詣深く、新体詩運動や漢字廃止運動に関与し、『演劇改良論私考』(1886)、『日本絵画の未来』(1890)、『新体詩歌集』(共著 1895)などがある。文学部長時に小泉八雲を招聘し、東京帝国大学総長にもなった。また教育制度の再編にも熱心に取り組み(1898年文部大臣)、女子教育の充実や公立図書館の発展などを主張した。
- 31 前掲 12) 60-61 頁。
- 32 「中学校教授要目」としては1911年と1931年に全面改正がなされた。1943年「中等学校令」制定では全面改正され、「中学校教科教授及修練指導要目」を定め、教科と修練との一体的関連が強調される。
- 33 前掲 13) 275 頁。
- 34 それまでの中等学校との接続は、尋常小学校4年間と高等小学校2年でなされていた
- 35 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史5』龍吟社、1939、153頁。
- 36 鹿野政直『近代日本思想案内』岩波書店、1999、157頁。
- 37 山住正己『日本教育小史』岩波書店、1987、78-80頁。
- 38 石田龍次郎「明治・大正期の日本の地理学会の思想的動向 - 山崎直方・小川琢治の昭和期への役割」地理評 44-8、1971、538頁。
- 39 臨時教育会議とは、寺内首相と岡田良平文相が内閣直属の諮問機関として設けた会議である。天皇イデオロギーの強化、資本主義発達に伴う指導者層を育てることを主眼とした。この背後には、ロシア革命があり民衆の革命エネルギーに対する危惧があったと言われる。大正8年5月に廃止された。総裁は平田東助・副総裁に久保田謙、委員に小松原英太郎・江木千之・嘉納治五郎・沢柳政太郎・鎌田栄吉・成瀬仁蔵らがいる)
- 40 臨時教育会議の答申をうけ、1918年「高等学校令」が出され、その高等学校の目的を「男子ニ須要ナル高等普通教育ノ完成」とし、修業年限を7年とし、尋常科4年、高等科3年とし中学校からの高等科への連絡は4年で修了とした。七年制高等学校(高等普通教育)構想は、第一次世界大戦後の社会変化に対応する中流社会の子弟に対する指導者養成教育の必要性からうまれたものであった。この制度は中学校教育に深刻な影響を与え、中学校の4年論や専門学校への4年連絡論をうみだした。
- 41 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 5』国立教育研究所、1974、4頁。
- 42 中野光『大正自由教育の研究』黎明書房、1968、108頁。
- 43 柴田義松・上沼八郎編著『教育史』学文社、1988、93頁。
- 44 文部省編『学制百年史 資料編』帝国地方行政学会、1972。
- 45 前掲 34) 111-116 頁。
- 46 牧口常三郎『教授の統合中心としての郷土科研究』第三文明社、1981。
- 47 中野光『大正自由教育の研究』黎明書房、1968、63頁。

-
- 48 前掲 41) 196 頁。
- 49 前掲 12) 214 頁。
- 50 女子教育ではこの地人相関論は 1931 年段階では規定されず，1937 年の高等女学校及実科高等女学校教授要目中改正でなされることになる。この 1931 年，1937 年の改正で地理学的視点である，地人相関論の色彩がでてくることになる。
- 51 青野壽郎「地人相関論」日本地誌研究所『地理学事典』二宮書店，1989，445 頁。
- 52 高等女学校及実科高等女学校教授要目も改正され「地理ニオイテハ自然及人類生活ノ情態ヲ理会セシメ両者ノ相互關係ヲ明ニシ特ニ人類ガ自然ヲ利用開発シテ世界各地ノ文化ヲ形成セル所以ヲ知ラシメテ我が国民性・国民生活・国勢発展ノ因由ヲ明瞭ニシ諸外国トノ比較ニ依リテ我が国ノ特性及世界ニオケル我が国ノ地位ヲ正シク把握セシメ国民精神ヲ涵養シ国家ノ興隆ト民族ノ発展トニ資スルコトヲ要ス」とされた。
- 53 前掲 10) 134 頁。
- 54 なお，配当時間は日本地理を優先する乙表に統一された。日本地理(序説，地方誌，総括，関東州及南洋群島を含む)(1～2 学年)，外国地理(各大州付両極地方 総説 地方誌)(3～4 学年)，地理概説(5 学年)が内容であった。
- 55 前掲 2) 837 頁。